

## 〇〇市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン（作成例）

### （目的）

第1 このガイドラインは、市内における太陽光発電施設の設置に関し、太陽光発電施設を設置する者が、安全や周辺環境等に配慮するとともに、太陽光発電施設の導入が円滑になされるため、市及び隣接住民等に対して事業計画内容を事前に明らかにすること等について必要な事項を定めるものである。

### （定義）

第2 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）太陽光発電施設 太陽光を電気に変換するための設備（太陽光パネル等）及びその付属設備をいう。
- （2）発電施設 固定価格買取制度による全量売電を主たる目的とする事業用の太陽光発電施設をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 建築物に該当するもの
  - イ 設置者の事業所等と併設されるもの
- （3）出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。
- （4）大規模発電施設 定格出力 50 キロワット以上の発電施設（同一の届出者が複数の発電施設を近接して設置するなど、実質的に一つの場所への設置と認められる場合は、一つの発電施設とみなす）をいう。
- （5）設置者 発電施設を設置する者をいう。
- （6）隣接住民等 大規模発電施設の設置が計画される区域に隣接する土地及び家屋の所有者又は居住者並びに事業区域に存する自治会の代表者をいう。

### （対象地域）

第3 このガイドラインの対象地域は、市内全域とする。

### （法令に基づく手続等）

第4 設置者は、発電施設を設置する場合において、別表1に掲げる法規制に該当する場合は、当該発電施設の規模に関わらず、市の関係部局及び関係行政機関と事前に相談、協議を行い、必要な手続等を行うものとする。

2 設置者は、計画地の全部又は一部が別表2「設置するのに適当でないエリア」に掲げる区域に該当する場合は、別表1に掲げる法規制に該当するか否かにかかわらず、当該計画が周辺の生活環境等に与える影響を十分に考慮し、計画の中止を含め抜本的な見直しを検討するものとする。

### （大規模発電施設に係る届出等）

第5 設置者は、大規模発電施設を設置しようとする場合は、その計画の概要が明らかとなった時点

で、隣接住民等に対する説明会等を実施し、事業内容を周知するものとする。この際、隣接住民等から出された要望・意見等に対しては、書面を交付するなど誠意をもって対応するものとする。

2 設置者は、大規模発電施設の工事に着手する日の30日前までに、〇〇市太陽光発電施設計画届出書（以下「届出書」という。）（様式第1号）に計画区域の位置図等を添付し、市長に提出するものとする。

3 前項の届出を行った設置者は、届出対象発電施設の内容を変更し、又は事業を廃止しようとするときは、変更又は廃止する日の 日前までに、〇〇市太陽光発電施設計画変更・廃止届出書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

（設置に当たって遵守すべき事項）

第6 設置者は、大規模発電施設を設置する際は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1）隣接住民等との協調を保つこと。
- （2）雨水等による土砂・汚泥の流出や水害等の災害防止対策を講じること。
- （3）既存の地形や樹木等を生かしながら、周囲の良好な景観に支障を与えないよう、周辺環境や景観との調和に配慮すること。
- （4）災害発生時等の緊急連絡に対応するため、設置者の名称及び連絡先を記した看板を設置すること。
- （5）事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に十分配慮すること。
- （6）パワーコンディショナー等からの騒音・振動やパネルの反射光により周辺的生活環境に支障を生じさせないよう、必要な措置を講じること。
- （7）施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。
- （8）施設を廃止した場合は、速やかに設置者の責任により撤去等適正に処理すること。

（報告）

第7 市長はこのガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、設置者に対し、必要な事項について報告を求めることができるものとする。

（補則）

第8 このガイドラインの施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

2 このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直しを行うこととする。

附 則

1 このガイドラインは、平成28年〇月〇日から施行し、平成28年〇月〇日以後に着工する発電施設から適用する。

2 このガイドラインの施行日において現に着工している発電施設の設置者は、第6に掲げる事項の遵守に努めるとともに、必要と認められる場合は第5に掲げる措置を講じるものとする。

別表1 太陽光発電施設設置に係る関係法令等担当窓口一覧

法令名 (条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	県庁の担当課 (制度全般)	手続の担当窓口
	太陽光発電施設の設置に関して疑義等がある場合は、まず右記の担当課にご相談ください。		環境部 エネルギー環境課 創エネルギー推進担当 (048-830-3188)	
国土利用計画法 (23)	次に該当する土地売買契約の締結や地上権・賃借権の設定等 ・市街化区域：2,000m <sup>2</sup> 以上 ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000m <sup>2</sup> 以上 ・都市計画区域外の区域：10,000m <sup>2</sup> 以上	届出	企画財政部 土地水政策課 土地政策担当 (048-830-2188)	各市町村
電気事業法	電気事業法に関して、県知事や市町村長に対する手続きは特にありません		危機管理防災部 化学保安課 火災・電気担当 (048-830-8435)	経済産業省関東東北 産業保安監督部電力 安全課
火薬類取締法	火薬類製造施設や火薬庫の周辺に出力1,000kW以上の太陽光発電設備を設置すること 火薬類製造施設や火薬庫は、発電事業の用に供する1,000kW以上の太陽光発電設備に対して、一定の保安距離を取る必要があります。太陽光発電設備が後から設置される場合でもこの規定が適用されるため、十分な注意が必要です。		同上	同左
環境影響評価法	一般的な太陽光発電施設の設置を直接の理由とする手続きはありませんが、開発の内容によっては手続きが必要となる場合があります		環境部 環境政策課 環境影響評価担当 (048-830-3041)	同左 さいたま市は市の担当窓口
埼玉県環境影響評価条例	施行区域の面積が20ha以上となるもの その他にも、開発の内容によっては手続きが必要となる場合があります	調査等	環境部 環境政策課 環境影響評価担当 (048-830-3041)	同左 さいたま市は県条例の適用除外
土壤汚染対策法 (4)	土地の形質変更（掘削及び盛土等）部分の合計面積が3,000m <sup>2</sup> 以上（有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地等の場合は900m <sup>2</sup> 以上） ただし、盛土のみの場合や、形質変更の深さが最大50cm未満であり区域外へ土壌の搬出を行わず土壌の飛散・流出を伴わない場合は除く	届出	環境部 水環境課 土壌・地盤環境担当 (048-830-3084)	各環境管理事務所 さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、久喜市は市の担当窓口
埼玉県生活環境保全条例 (80)	3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の改変	調査等	同上	各環境管理事務所 さいたま市は県条例の適用除外 川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、久喜市は市の担当窓口
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (15の19)	廃棄物が地下にあって指定区域に指定されている土地の形質変更 不法投棄等により廃棄物が残置されている場所については、当該廃棄物が適正に処理されない限り設置は認められませんので注意してください。	届出	環境部 【産業廃棄物関係】 産業廃棄物指導課 監視・指導・撤去担当 (048-830-3135) 【一般廃棄物関係】 資源循環推進課 企画調整・一般廃棄物担当 (048-830-3110)	各環境管理事務所 さいたま市、川越市、川口市、越谷市は市の担当窓口

法令名 (条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	県庁の担当課 (制度全般)	手続の担当窓口
埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例 (6)	500m <sup>3</sup> 以上の土砂の敷地外排出	届出	環境部 産業廃棄物指導課 監視・指導・撤去担当 (048-830-3135)	各環境管理事務所
同上 (16)	3,000m <sup>2</sup> 以上の面積への土砂の堆積 3,000m <sup>2</sup> 未満であっても、市町村の条例等による手続が必要な場合がありますので、市町村の土砂担当課で確認してください。	許可	同上	各環境管理事務所 さいたま市、川越市、 川口市、越谷市、桶 川市、毛呂山町、嵐 山町及び鳩山町は 市町の担当窓口
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (29)	鳥獣保護区の特別保護地区内における次の行為 ・建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・水面の埋立・干拓 ・木竹の伐採	許可	環境部 みどり自然課 野生生物担当 (048-830-3154)	同左
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (10)	環境大臣が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為	大臣許可	同上	環境省関東地方環境 事務所野生生物課
同上 (36～39)	環境大臣が指定する生息地等保護区等の区域内における次の行為 ・建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質変更等	大臣許可	同上	県内には該当地区は ありません
埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例 (12)	知事が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為	届出	同上	同左
同上 (19～21)	知事が指定する希少野生動植物保護区等の区域内における次の行為 ・建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質変更等	許可	同上	該当地区はありませ ん
埼玉県オオタカ等保護指針	次に該当する開発行為については、オオタカ等の保護に関する配慮を要請 ・営巣地から半径 400メートル以内 ・営巣地から半径 1500メートル以内	配慮の実施	同上	同左
都市緑地法 (8)	緑地保全地域内における次の行為 ・建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・宅地造成、土地開墾、土石採取等の土地の形質変更 ・木竹の伐採 ・水面の埋立・干拓等	届出	環境部 みどり自然課 みどり復活・保全担当 (048-830-3150)	県内には該当地域は ありません
同上 (14)	特別緑地保全地区内における次の行為 ・建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・宅地造成、土地開墾、土石採取等の土地の形質変更 ・木竹の伐採 ・水面の埋立・干拓等	許可	同上	各市町
首都圏近郊緑地保全法 (7)	近郊緑地保全区域内における次の行為 ・建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・宅地造成、土地開墾、土石採取等の土地の形質変更 ・木竹の伐採 ・水面の埋立て・干拓等	届出	同上	同上
ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例 (10)	ふるさと緑の景観地の区域内で次の行為を行う場合 ・一定規模以上の建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・木竹の伐採 ・宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質の変更 ・鉱物の掘採、土石の採取等	届出	同上	各環境管理事務所 (届出窓口は各市 町)

法令名 (条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	県庁の担当課 (制度全般)	手続の担当窓口
自然公園法 (20)	国立公園の特別地域内における工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更等	許可又は大臣許可	環境部 みどり自然課 自然ふれあい担当 (048-830-3156)	秩父環境管理事務所 環境省関東地方環境事務所奥多摩自然保護官事務所 (申請窓口はいずれも各市町)
同上 (33)	国立公園の普通地域内における、一定規模以上の工作物の新・増・改築、土地の形状変更等	届出又は大臣届出	同上	同上
埼玉県立自然公園条例 (12)	県立自然公園の特別地域内における工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採・損傷、土地の形状の変更等	許可	同上	各環境管理事務所 (申請窓口は各市町村)
同上 (14)	県立自然公園の普通地域内における一定規模以上の工作物の新築・改築・増築、土地の形状の変更等	届出	同上	同上
埼玉県自然環境保全条例 (17)	県自然環境保全地域の特別地区内における建築物その他の工作物の新築・改築・増築、宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質の変更、木竹の伐採、木竹の損傷等	許可	同上	同上
同上 (18)	県自然環境保全地域の野生動植物保護地区内における、当該地区に係る野生動植物(動物の卵を含む)の捕獲・殺傷・採取・損傷	許可	同上	同上
同上 (19)	県自然環境保全地域の普通地区内における一定規模以上の建築物その他の工作物の新築・改築・増築、宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質の変更等	届出	同上	同上
農地法 (4)	農地を農地以外のものにする行為(農地の転用)	許可 (市街化区域の場合は届出)	農林部 農業政策課 農村計画・農地調整担当 (048-830-4025)	各市町村農業委員会
同上 (5)	農地を農地以外のものにして採草放牧地を採草放牧地以外のものにするために行う次の行為 ・所有権の移転 ・地上権、永小作権、質権、賃借権等の設定や移転	許可 (市街化区域の場合は届出)	同上	同上
農業振興地域の整備に関する法律 (13)	市町村農業振興地域整備計画の変更(いわゆる農用地区域からの除外)	計画変更	農林部農業政策課 農村計画・農地調整担当 (048-830-4027)	各市町村
森林法 (10の2)	地域森林計画対象の民有林内(保安林及び保安施設地区の森林を除く)で1haを超えて行われる、土石や樹根の採取、開墾その他の土地の形質の変更	許可	農林部 森づくり課 総務・森林企画担当 (048-830-4312)	川越森林振興センター 林業部、秩父森林振興センター林業部、寄居林業事務所
同上 (10の7の2)	地域森林計画対象の民有林について、新たに森林の土地の所有者となること	届出	同上	各市町村
同上 (10の8)	地域森林計画対象の民有林内(保安林及び保安施設地区の森林を除く)における立木の伐採	届出	同上	同上
森林法 (27)	保安林の森林以外の用途への転用(保安林の指定の解除)	指定の解除	農林部 森づくり課 治山・森林管理道担当 (048-830-4316)	川越森林振興センター 林業部、秩父森林振興センター林業部、寄居林業事務所
同上 (34)	保安林内における次の行為 ・立竹の伐採、立木の損傷、家畜放牧、下草・落葉・落枝の採取 ・土石・樹根の採掘、開墾その他土地の形質の変更	許可	同上	同上
埼玉県水源地域保全条例 (7)	水源地域内の土地(現況が森林で、地目が山林・原野・保安林の場合)に係る所有者・地上権・地役権・使用貸借権・賃借権の移転や設定	届出	農林部 森づくり課 総務・森林企画担当 (048-830-4312)	同上

法令名 (条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	県庁の担当課 (制度全般)	手続の担当窓口
道路法 (32)	道路に次の工作物・物件・施設を設け、継続して道路を使用しようとする行為(道路の占用) ・電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔等 ・水管、下水道管、ガス管等 ・歩廊、雪よけ等 ・露店、商品置場等 ・その他道路の構造や交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの(政令第7条第1項第2号に該当するため太陽光発電施設も対象)	許可	県土整備部 道路環境課 総務・管理担当 (048-830-5101)	【さいたま市内を除く(県道及び県管理国道)】 各県土整備事務所管理担当  【国道4、16、17、298(一般道)、468(圏央道)号】 国土交通省関東地方整備局国道事務所
河川法 (23~27)	河川区域内における次の行為 ・河川の流水の占用(取水等) ・土地の占用 ・河川の砂やヨシなどの採取 ・工作物の新築・改築 ・盛土、切土等の土地の形状の変更	許可	県土整備部 水辺再生課 総務・管理担当 (048-830-5133)	【県管理河川】 各県土整備事務所  【大臣管理河川】 国土交通省関東地方整備局河川事務所
河川法 (55)	河川保全区域内における次の行為 ・土地の掘削、盛土、切土等の土地の形状の変更 ・工作物の新築・改築	許可	同上	同上
埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例 (3)	面積が1ha以上の開発行為で、雨水流出抑制施設を設置しないと雨水流出量を増加させるおそれがある行為	許可	県土整備部 河川砂防課 新河岸川・荒川下流域担当 (048-830-5143)	県土整備部河川砂防課の各流域担当
同上 (12)	面積が1ha以上の開発行為で、湛水想定区域内の土地に盛土をする行為	届出	同上	同上
砂防法 (4)	砂防指定地内における次の行為 ・工作物の新築・改築・除去 ・砂防設備の占有 ・竹木の伐採、芝草その他の生産物の採取 ・滑り下し・地引による物件の運搬 ・開墾その他による土地の原状変更	許可	県土整備部 河川砂防課 荒川上流域・砂防担当 (048-830-5141)	各県土整備事務所
埼玉県砂防指定地管理条例 (3)	砂防指定地内における次の行為 ・のり切・切土、掘削・盛土等による土地の形状の変更 ・土石の類の採取、鉋物の採掘 ・工作物の新築・改築・増築・移転・除却 ・立木竹の伐採・樹根の採掘 ・木竹の滑下・地引による搬出	許可	同上	同上
地すべり等防止法 (18)	地すべり防止区域内における次の行為 ・地下水の誘致や停滞行為による地下水の増加 ・地下水の排水施設の機能を阻害する行為 ・地表水の放流や停滞行為等、地表水のしん透の助長 ・のり切、切土 ・地すべり防止施設以外の施設や工作物の新築・改良 ・地すべり防止の阻害、地すべりの助長、誘発	許可	【国土交通大臣指定区域】 県土整備部 河川砂防課 荒川上流域・砂防担当 (048-830-5141) 【農林水産大臣指定区域】 農林部 森づくり課 治山・森林管理道担当 (048-830-4316)	【国土交通大臣指定区域】 各県土整備事務所  【農林水産大臣指定区域】 川越農林振興センター 林業部、秩父農林振興センター 林業部、寄居林業事務所

法令名 (条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	県庁の担当課 (制度全般)	手続の担当窓口
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (7)	急傾斜地崩壊危険区域内における次の行為 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水の放流・停滞行為等、水のしん透を助長する行為</li> <li>・急傾斜地崩壊防止施設以外の施設・工作物の設置・改造</li> <li>・のり切、切土、掘さく、盛土</li> <li>・立木竹の伐採</li> <li>・木竹の滑下・地引による搬出</li> <li>・土石の採取・集積</li> </ul>	許可	県土整備部 河川砂防課 荒川上流域・砂防担当 (048-830-5141)	各県土整備事務所
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (10)	土砂災害特別警戒区域内における、住宅・社会福祉施設・学校・医療機関の建設（特定開発行為）	許可	同上	同上
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (10, 11)	特定建設資材を使用した建築物等の解体工事等や、特定建設資材を使用する新築工事等（以下に該当するもの） <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光パネルと一体的な建築物（床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上に限る）の解体工事</li> <li>・太陽光パネルと一体的な建築物（床面積の合計が500m<sup>2</sup>以上に限る）の新築・増築工事</li> <li>・太陽光パネルと一体的な建築物の修繕・模様替等工事（請負金額が1億円以上のもの）</li> <li>・建築物以外のもの（太陽光パネル等）の土木工事や解体工事等（請負金額が500万円以上のもの）</li> </ul>	民間工事の場合は届出 公共工事の場合は通知	県土整備部 建設管理課 建築技術・積算担当 (048-830-5192)	各建築安全センター さいたま市、川越市、越谷市、熊谷市、川口市、所沢市、狭山市、春日部市、上尾市、草加市、新座市、久喜市は市の担当窓口（特定行政庁） 行田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、桶川市、北本市、八潮市、富士見市、ふじみ野市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、杉戸町、松伏町は一部の工事に限って市町の担当窓口（限定特定行政庁）
都市計画法 (29)	次の開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）や建築行為 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域内での1,000m<sup>2</sup>以上の開発行為（首都圏整備法に規定する既成市街地、近郊整備地帯の区域を含む市町村については、500m<sup>2</sup>以上）</li> <li>・市街化調整区域内での開発行為</li> <li>・非線引き区域内での3,000m<sup>2</sup>以上の開発行為</li> <li>・都市計画区域外での1ha以上の開発行為</li> <li>・市街化調整区域内での建築行為</li> </ul>	許可	都市整備部 都市計画課 開発指導担当 (048-830-5478)	各建築安全センター（越生町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町の場合） 各市町（その他の市町の場合）

## H31.4.1 時点版

法令名 (条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	県庁の担当課 (制度全般)	手続の担当窓口
景観法 (16)	各景観行政団体の景観計画区域内における次の行為 ・一定規模以上の建築物・工作物の新築・改築等 (詳細は右記の各景観行政団体に問い合わせること)  景観行政団体以外の区域(埼玉県景観計画の対象区域)においては、建築基準法上の建築物や工作物に該当しない太陽光発電施設は届出の対象外	届出	都市整備部 田園都市づくり課 景観・屋外広告物担当 (048-830-5367)	さいたま市、川越市、越谷市、熊谷市、川口市、秩父市、所沢市、春日部市、草加市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、三郷市、飯能市 (H31.4.1 現在の景観行政団体)
建築基準法 (6)	建築物を建築しようとする場合  土地に自立して設置する太陽光発電設備については、架台下の空間を物品の保管その他の屋内的用途に供する場合は建築物に該当します。	確認	都市整備部 建築安全課 建築指導担当 (048-830-5519)	各市・杉戸町・松伏町 各建築安全センター 内容によって窓口が異なります
文化財保護法 (93)	周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の範囲内における建築・土木工事等	届出	教育局 文化資源課 史跡・埋蔵文化財担当 (048-830-6988)	各市町村教育委員会
同上 (96)	土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により遺跡を発見	届出	同上	同上
埼玉県文化財保護条例 (14、28、35、39)	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡の現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為	許可 又は届出	教育局 文化資源課 指定文化財担当 (048-830-6981)	同上



別表2 設置するのに適当でないエリア

法令名	エリア(区域の名称等)	理由
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている場所	太陽光発電施設を設置することで、当該廃棄物を適正処理することが相当困難であるとともに、周辺の地下水等生活環境に支障を生じるおそれがある。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣又は鳥獣の生息地にとって特に重要な区域として、工作物の設置や木竹の伐採等、一定の開発行為が制限されている。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	環境大臣が指定する生息地等保護区 現在は該当地区なし	国内希少野生動植物種の産卵地、繁殖地、餌場等、特に重要な区域として、工作物の設置等、一定の開発行為が制限されている。
埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例	希少野生動植物保護区 現在は該当地区なし	県内希少野生動植物種の生息地等、特に重要な区域として、工作物の設置等、一定の開発行為が制限されている。
都市緑地法	特別緑地保全地区内	歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図る区域であり、都市の良好な自然的環境となる緑地を現状保全するため、立木の伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている。
自然公園法	国立公園の特別地域	優れた自然の風景地を維持する必要性が高く、太陽光発電施設の設置は自然環境や景観へ与える影響が大きい。
埼玉県立自然公園条例	県立自然公園の特別地域	優れた自然の風景地を維持する必要性が高く、太陽光発電施設の設置は自然環境や景観へ与える影響が大きい。
埼玉県自然環境保全条例	県自然環境保全地域の特別地区 県自然環境保全地域の野生動植物保護地区	県内の貴重な植物、動物等が生息・生育する良好な自然状態を保持している地域であり、風致景観に大きな影響を及ぼす行為を規制している。
農地法	農用地区域内の農地 甲種農地 第1種農地	優良農地を確保するため、一部の例外を除き、農業以外の土地利用が厳しく制限されている。
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	優良農地を確保するため、一部の例外を除き、農業以外の土地利用が厳しく制限されている。
森林法	保安林	水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている。
河川法	河川区域、河川保全区域、河川予定地	出水時に流下障害発生のおそれがあるとともに、河川管理施設を損傷させるおそれがある。
砂防法、埼玉県砂防指定地管理条例	砂防指定地	治水上の砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域として指定されており、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
地すべり等防止法	地すべり防止区域	地下水等により発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊のおそれのある急傾斜地(30度以上)で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
都市計画法	風致地区	都市における風致を維持するために定める区域であり、自然的な要素に富んだ土地の良好な景観を守るため、建築物等の建築、木竹の伐採等が規制されている。
景観法	各景観行政団体の景観形成重点地区	市町村景観計画の景観計画区域のうち、重点的・計画的に景観の保全、誘導を図る必要がある区域であり、きめ細かく景観形成を図るため、より厳しい制限を設けている。
文化財保護法	重要文化財、国指定史跡、名勝、天然記念物等	復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
埼玉県文化財保護条例	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡	復元が不可能な県民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
市 条例	地区	
神社の敷地境界から	m以内	

(様式第1号)

## 市太陽光発電施設計画届出書

平成 年 月 日

市長 様

届出者 住所

氏名

印

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり発電施設を設置することについて、〇〇市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第5第2項の規定により届け出ます。

## 記

発電施設の名称	
設置場所	市
敷地面積	m <sup>2</sup>
定格発電出力 <sup>1</sup>	kW
発電事業者	住所 氏名(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
着工予定年月日	平成 年 月 日
稼働開始予定日	平成 年 月 日
住民説明会等の概要	別紙のとおり <sup>2</sup>
参考資料	別添のとおり <sup>3</sup>

1 「定格発電出力」は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の定格発電出力を小数1桁(小数第2位切捨て)まで記載してください。パワーコンディショナーを複数設置する場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載してください。

2 住民説明会や住民説明を行った年月日、場所、出席者・相手方の氏名、発言の概要、隣接住民等から出された要望・意見等への対応内容を記載した資料を作成し、別紙としてください。

3 計画区域の位置図、関係機関との協議状況、その他必要な資料を別添としてください。

(様式第2号)

## 市太陽光発電施設計画変更・廃止届出書

平成 年 月 日

市長 様

届出者 住所

氏名

印

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

発電施設を設置計画を変更(廃止)するので、〇〇市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第5第3項の規定により届け出ます。

## 記

発電施設の名称 <sup>1</sup>		
設置場所 <sup>1</sup>	市	
変更の内容 <sup>2</sup>	変更前	
	変更後	
変更・廃止の予定日	平成 年 月 日	
参考資料	別添のとおり <sup>3</sup>	

1 発電施設の名称又は設置場所を変更する場合にあっては、変更前の名称及び場所を記載してください。

2 設置者の住所・氏名、発電施設の名称、設置場所、敷地面積、定格発電出力又は発電事業者の住所・氏名(法人代表者の氏名を除く)を変更する場合にあってはその内容を記載してください。

3 計画区域の位置図、関係機関との協議状況、その他変更の内容に応じて必要な資料を別添としてください。